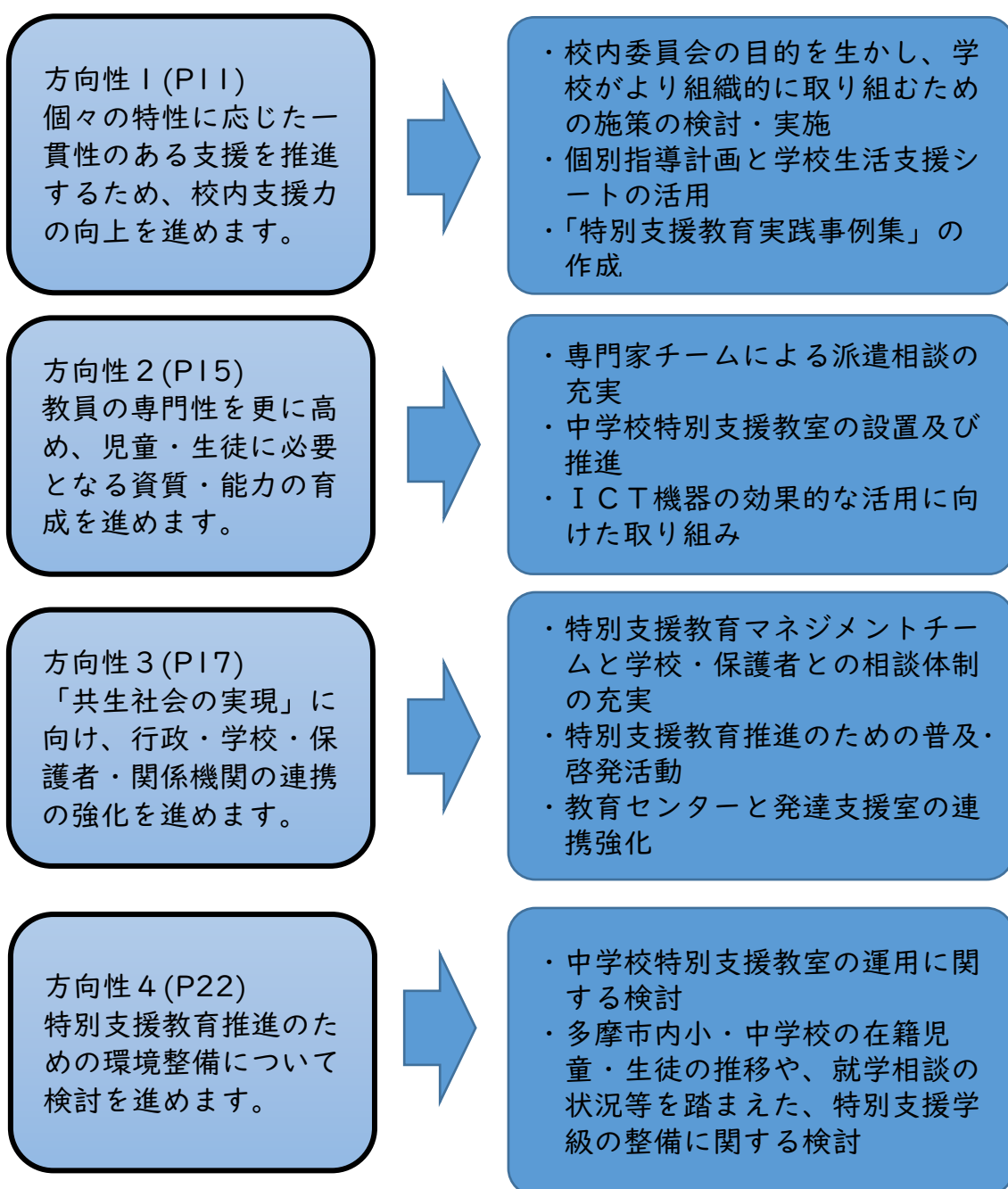


第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

Ⅰ 今後の方向性

国や都のインクルーシブ教育システムの構築に対する考え方を踏まえ、それぞれの児童・生徒が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感を持ちながら、生きる力を身に付けていくことができるよう特別支援教育の充実を図ります。



2 具体的な取り組み

方向性 I

個々の特性に応じた一貫性のある支援を推進するため、校内支援力の向上を進めます。

特別支援教育を更に推進していくためには、「必要とされる全ての児童・生徒」に対し、組織的かつ計画的に適切な指導と必要な支援について確認・実践・評価をしていくことが大切です。

組織的に実践するために、校内委員会を活用し、各学校が組織力を生かして、特別支援教育を推進する必要があります。

また、計画的に実践するために、特別支援学級の児童・生徒だけではなく、通常の学級に在籍する、必要とされる全ての児童・生徒について、個別指導計画や学校生活支援シートを作成・活用することが求められます。

①校内委員会の活用

全ての小・中学校が、複数の特別支援教育コーディネーターを配置するなどの取り組みを進めたことにより、児童・生徒の状況に応じた指導・支援の方針の決定・実施・評価を教職員間で共有する場として、校内委員会の活用が進んでいます。

校内委員会では、児童・生徒の障害の特性、困難さの実態把握を進め、児童・生徒の長所を伸ばす視点で、指導・支援方針を決めて全教職員で共有し、関係機関等と連携しながら組織体制を構築していくことが必要です。

そのために、すでに各校で取り組んでいる内容を市内全体で共有し、校内委員会をさらに活用できるよう、進めていきます。

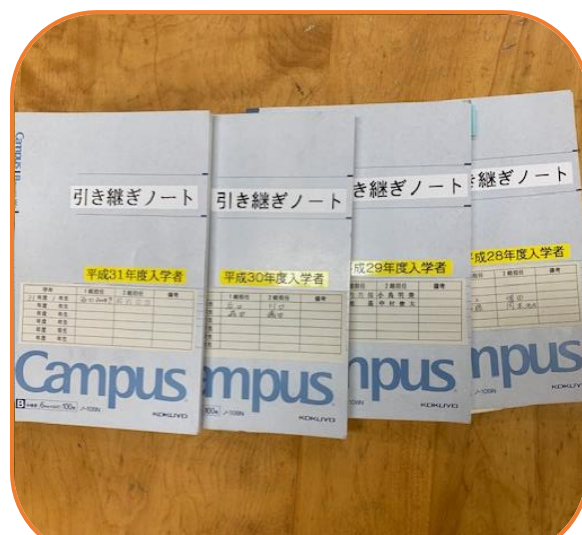
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
校内委員会を活用した、組織的な特別支援教育の実践方法に関する取り組み		→	→	→	→
	効果的な取り組みを行っている小・中学校の校内委員会の活用方法について共有		検証と見直し	取り組みの継続・改善事項の実践	

【校内委員会】組織的な特別支援教育の実践～東落合小学校の例～



校内委員会で確認した「手だて」等について、校内委員会の一部の出席者だけではなく、全教職員で6年間確認・引き継ぎをするための「引き継ぎノート」を作成・活用している

校内委員会開催の前に、「校内委員会の獲得目標（どの児童について、何を共有し、何を決めるのか）」について、校内の特別支援教育の中心となる校長・副校長・特別支援教育コーディネーターが事前打ち合わせをする様子



第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

②個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用

特別支援教育コーディネーターの複数配置を含め、各校の特別支援教育推進の責任者である校長のリーダーシップが図られたことにより、特別支援学級、特別支援教室・通級指導学級における個別指導計画の作成率が小・中学校とも100%になりました。(⇒P43)

今後は通常の学級に加え、特別支援学級の共通様式の作成と活用を進めます。また、必要とされる児童・生徒の個別指導計画と学校生活支援シートの作成を推進します。

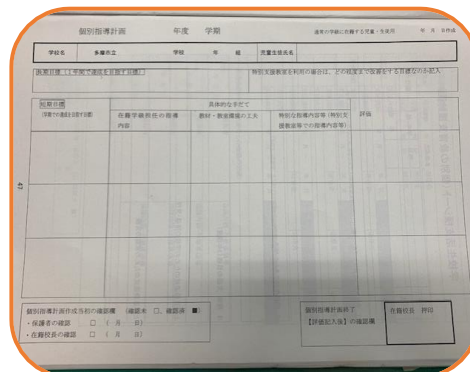
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
多摩市共通の「学校生活支援シート」の作成	シート作成	各校で活用開始	検証と見直し		作成率100%
知的障害学級共通の「個別指導計画」の検討委員会の実施・共通様式の活用	検討・準備	活用	検証と見直し	取り組みの継続・改善事項の実践	

【個別指導計画】 作成と活用に向けて



「個別指導計画」〔写真は市内共通の通常の学級・特別支援教室用（市内共通）〕。市内全小・中学校の特別支援教室・通級指導学級、特別支援学級で作成率が100%となりました

一人ひとりの児童・生徒に作成する個別指導計画については、「手だて」を明らかにするだけでなく、「その手だてを実践した後の評価」も大切です。多摩第一小学校では、特別支援教育コーディネーターと特別支援教室担当教員が日頃より打合せを実施し、手だてについて確認しています



第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

③特別支援教育実践事例集の作成

校内委員会の機能を更に充実させるためには、「年度内のどの時期の校内委員会で、何を、どのように検討・協議するのか」について、各校が評価・検証していく必要があります。また、個別指導計画・学校生活支援シートの作成についても、「どのような手だてを記載し、評価をすべきか」が大切です。

そのために、市内各小・中学校の教員を委員として、特別支援教育実践事例集作成委員会を開催します。各校の取り組みを共有し、実際に活用されている効果的な校内委員会の事例や、計画の作成事例を「特別支援教育実践事例集」としてまとめます。事例集を各校が活用することで、さらに校内委員会を活性化し、個別指導計画等の作成と活用を推進できるようにします。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教育実践事例集作成委員会の実施及び実践事例集の作成		各分科会で検討	→	→	→
				事例集作成・編集、各学校へ配布	活用状況の確認・評価・検証

第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

方向性2

教員の専門性を更に高め、児童・生徒に必要な資質・能力の育成を進めます。

特別な支援が必要な児童・生徒に対して、適切な支援を行うためには、小・中学校の全ての教員が特別支援教育の視点を含めた指導力の向上が必要です。特別支援教育の視点を含めた学校経営や学級経営は、特別支援学級や通常の学級に在籍する全ての児童・生徒にとってわかりやすい授業、過ごしやすい学級・学校づくりにつながります。

そのために、これまで実施してきた管理職研修や、特別支援教育コーディネーター研修、初めて特別支援学級等を担当する教員を対象とした研修を継続します。また、専門家が各小・中学校に訪問し、障害の特性を踏まえた指導方法や、ユニバーサルデザインの考え方に基づく学級経営等、より学校のニーズに合わせた派遣相談の充実を行います。併せて、教員の専門性向上のため、資格取得等の支援を検討します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣相談の充実		→	→	→	→
	各校のニーズに基づく実施と実施ケースの検証		派遣相談の仕組みに関する検証と見直し	取り組みの継続・改善事項の実践	
中学校特別支援教室導入直後の校内委員会の充実に生かす派遣相談	→	→	→	→	→
	派遣相談の実施	派遣相談の結果の検証	取り組みの継続・改善事項の実践		

また、小学校特別支援教室や就学相談の申込状況から、発達障害のうち、学習障害に関するニーズが増加しています。これまでも小学校特別支援教室担当教員を対象に、学習障害に関する「困難さの把握の方法」「具体的な指導方法」について実践的な研修を進めてきました。今後、中学校の特別支援教室の導入が完了し、そのニーズは高まることが考えられます。ICT機器の効果的な活用に関して中学校特別支援教室担当教員や特別支援教育コーディネーター等を対象に、実践的な研修を進めます。

第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校用PCへの「ユニバーサルフォント」導入		→ 機器の更新に合わせて導入			
学習障害の児童・生徒に対する指導・支援方法に特化した研修の実施	研修会や実践校授業参観を通じた成果の共有	→	→ 検証と見直し	→ 取り組みの継続・改善事項の実践	→

【学習障害の児童・生徒への指導と支援】



特別支援教育コーディネーター研修会においても、学習障害の児童に関する実践的な内容を含め、取り組んでいます



読み書き等に困難さのある児童・生徒については、「どんな点で困っているのか（実態把握）」「どのような支援をすることが良いか（手だての具現化）」が欠かせません。そのためのツール（低学年児童向け）を市内全小学校に令和元年度当初に導入しました

方向性3

「共生社会の実現」に向け、行政・学校・保護者・関係機関の連携の強化を進めます。

子どもたちがその能力と可能性を最大限に伸ばし、自分のよさを発揮しながら地域生活・社会参加をすることができる力を身に付けるためには、保護者や学校だけでなく、一人ひとりの児童・生徒に関わる関係機関や地域が連携し、どの子どもにも育つ環境を保证する必要があります。

近年、特別支援教室の導入に伴い、就学相談等の申込件数が増加しており、就学相談業務を担う特別支援教育マネジメントチームの体制の充実が必要となっています。(⇒P41)




また、切れ目のない支援の充実のため、教育センターと発達支援室の常勤職員の兼務、保育所・幼稚園・学童クラブ・小学校の教職員等の研修、就学支援シート（高等学校等用）の作成、東京都立多摩桜の丘学園と多摩市教育委員会の連携を進めてきました。これまでの取り組みを継続するとともに、より一層の連携が充実するよう、「福祉部門等との連携の強化」・「支援継続ツールの検討」について取り組みます。

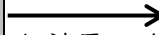

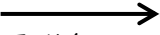


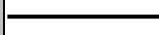
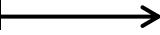













①特別支援教育マネジメントチーム

就学後の合理的配慮など学校現場での支援・助言を、学校からの要請に基づき、教職経験者の所員と公認心理師の専門性を生かして行えるよう体制を整え実施していきます。

また、年々増加している就学相談業務においては、令和元年度から開始した所員と公認心理師の機能分化に加え、人的体制を整えながら、保護者や児童・生徒に寄り添ったきめ細かくて効率的な就学相談の仕組みを検証し改善していきます。

第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

	第一次推進計画	第二次推進計画
就学相談の 業務（入学前）	実施 	引き続き実施
入学後の保護者 との面談	希望する保護者に 対して実施 	引き続き実施
就学・転学相談時 の学校との連携	就学支援ファイルの提 供・説明（転学・就学直 前・就学直後） 	引き続き実施
上記以外の 学校との連携	—	マネジメントチーム所 員・相談員の派遣相談

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校への助言・支援業 務	 相談員の助 言・支援方 法に関する 検討	 相談員の助 言・支援実 施	 取り組みの 継続・改善 事項の実践	 所員の助 言・支援方 法の実施	
【就学相談】 相談件数増加への 対応		 相談体制の充実 ・専門職機能分化 ・人的体制の充実	 取り組みの 継続・改善 事項の実践	 検証・ 見直し	
【転学相談】 フォローアップ相談 の充実		 方法に関す る検討	 実施	 検証・ 見直し	 取り組みの 継続・改善 事項の実践
特別支援教室の利用・ 終了判定の充実	 判定会の効 率化の検討 と実施・検 証		 取り組みの 継続・改善 事項の実践	 検証・ 見直し	

第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

②特別支援教育の啓発活動の充実

第二次多摩市特別支援教育推進計画の新たな策定に向けて実施した市民向け学習会(令和元年10月～12月実施)において、参加した市民の方から、恒常的に学習会のような機会を開催することが普及・啓発において有効ではないかという意見をいただきました。

共生社会を実現するためには、その担い手となる人材の育成が重要です。副籍制度に基づく交流活動等を通して、「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前である」という相互理解(人権教育)や、思いやりの気持ちを大切にすることを継続します。

さらに障がいのある児童・生徒が地域社会の中で、多くの人とかかわり合い、地域で生活していくという意識を、地域の方々と相互に高め合っていく取り組みとして、特別支援教育についてより多くの人々の理解を図るための講演会や副籍制度の周知など、啓発活動を多摩市立図書館等関係機関と連携し、進めていきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別支援教育推進のための普及・啓発活動	計画周知に合わせ実施	→	取り組みの継続・改善事項の実践	検証・見直し	→

③保健・福祉部門等との連携の強化

諏訪複合教育施設内には、教育センターと発達支援室が入っています。発達支援室では、発達の遅れやその心配がある児(者)の発達に関する総合相談を行い、教育センター教育相談室では、教育にかかわることや、情緒及び心理的な問題に関する相談を行っています。発達支援室と教育センターの初回相談窓口を統合し、相談体制を強化することで、相談者のニーズを踏まえた円滑な相談を進めていきます。

また、就学前から就学後を見据えた相談・支援をさらに充実させる為に健康センター・発達支援室との連携及び保育所・幼稚園・学童クラブ・

第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

小学校等との顔が見える連携（保幼小連携）を継続します。

発達障がいがある児童・生徒や障害があることを周囲から認識されていないものの学習又は生活面で困難がある児童・生徒は、環境の変化や人間関係などにおいて、失敗状況を重ねやすくなっています。放課後等学校以外の過ごす場においても、友達との関係等での失敗体験を軽減できるように、一人ひとりに合った支援を維持するために、関係機関連携の強化や支援体制の充実を検討していきます。

さらに、児童・生徒一人ひとりの学習、生活上の困難を改善、克服し、その力と可能性を最大限伸ばし、自分の良さを発揮できるように、学校・子ども家庭支援センター・発達支援室・福祉サービス事業者・医療機関等と連携しながら切れ目のない支援を継続します。

また、就学前後の特別支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報がわかるような、保護者向けハンドブック等の作成を行い活用していきます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発達支援室と教育センターの初回相談窓口の統合による連携強化	初回相談窓口統合による連携の実施	→	検証・見直し	→	取り組みの継続・改善事項の実践
特別支援と福祉制度等の情報がわかるハンドブックの作成・活用	検討	作成・活用	更新しながら活用	→	→

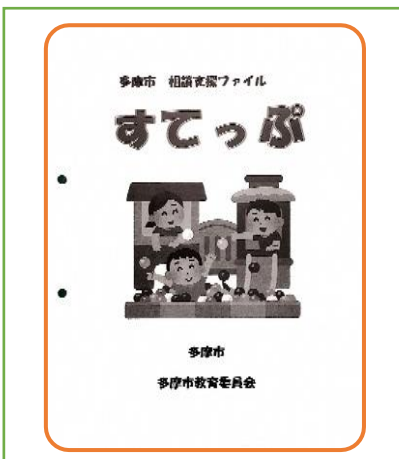
④ 支援継続ツールについての検討

切れ目のない支援に向けて、就学支援シート・学校生活支援シート・相談支援ファイル(すてっぷ)等のツールについて、それぞれのもつ良さを生かしながら、記載内容の整理や様式の電子化について検討を進めます。

第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支援継続ツールについての検討	活用状況の把握	電子化を含めた支援継続ツールの検討・改善			

切れ目のない支援を継続するために



【相談支援ファイル(すてっぷ)】

子どもの成長の記録と、これまで受けてきた支援の内容を集約し、保護者や本人が必要に応じて、関係機関に提示することで幼児期から成人期まで切れ目のない一貫した支援が受けられることを目的に教育委員会と健康福祉部障害福祉課が共同で作成し、希望する保護者に配布しています。

平成29年度は160人の保護者に配布しました。

就学前から就学後の切れ目のない支援をするために、幼稚園・保育所・学童クラブ・小学校等の関係者が一堂に会し、研修をしたり、情報交換をしたりする機会を設けました。



方向性 4

特別支援教育推進のための環境整備について検討を進めます。

多摩市特別支援教育推進計画策定後、特別支援教室の利用児童が急激に増加したことを踏まえ、市内小学校特別支援教室の拠点校の数を、計画で示した5校から、16校に増やした経緯があります。(⇒P44)

計画期間中の変化にも対応し、「重層的な支援体制」を維持していくために、特別支援学級や特別支援教室の規模や配置については、引き続き検討していきます。

①中学校特別支援教室の運用に関する検討

小学校特別支援教室については、導入後に市内利用児童の急激な増加がみられました。これに対応するため、導入後の成果や課題について検討を進め、現在の方法（原則単独拠点校化）に至っています。(⇒P44)

中学校特別支援教室の導入についても、小学校と同様、導入検討のための委員会を平成30年度から実施し、令和3年度4月の導入に向けた準備をしてきました。小学校と同様、導入後の人数の増加や、指導方法、在籍学級との協働体制等、導入後の運用状況を踏まえた検討をしていく必要があります。運用に関する検討委員会を開催し、中学校特別支援教室の目的が達成できるように進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
中学校特別支援教室の運用に関する検討委員会の開催	→ 運用状況の把握	→ 初年度の成果と課題に対する改善策を検討	→ 改善策の実施	→ 改善策実施後の成果と課題を検討	→ 再度、改善策を実施

第3章 特別支援教育推進に向けた今後の取り組み

②小・中学校特別支援学級の整備に関して

令和元年度までに、小学校自閉症・情緒障害学級を新たに2校開設し、急増する自閉症・情緒障害学級の入級児童に対し、適切な学級規模かつ、できるだけ居住地から近い学校に通うことができるよう、整備を進めてきました。

最近の就学相談の状況(⇒P41)を踏まえると、今後も小・中学校ともに自閉症・情緒障害学級の利用者の増加が予想されます。このことを踏まえ、小・中学校特別支援学級の整備について、今後のニーズの変化を見ながら検討を進めていきます。

多摩市内の特別支援学級の設置数

学級種別		令和元年度 現在	令和7年度※	
特別 支援 学級	知的障害学級 (固定学級)	小学校	3校	
		中学校	3校	
	自閉症・情緒障害学級 (固定学級)	小学校	4校	
		中学校	2校	
	難聴通級指導学級・ 言語障害通級指導学級		小学校	2校

※今後のニーズの変化に応じて設置校数を検討

*情緒障害等通級指導学級は特別支援教室に制度変更となり、多摩市では平成29年度から小学校の全校に特別支援教室を設置。中学校については、令和3年度から全校に設置

自閉症・情緒障害学級

～市内中学校の取り組み～



多摩中学校では、「自立・社会参加に必要な資質・能力」として、

- ①地域の一員としての自覚をもつこと
- ②定められた時間の中で効率的な作業を行うことができること
- ③他者と協力して制作をすることを通し、主体的に報告・連絡するスキル・相手に応じたコミュニケーションができること

とし、3年間でこれらの力を習得できるように、「自立活動」の時間を特設し、教育活動を展開しています。

青陵中学校では、全教育課程の13%に自立活動を設定し、体験活動等を重視して取り組んでいます。